

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

2025 年国民生活基礎調査によると、2024 年の子どもの貧困率は 11.0%であり、およそ 9 人に 1 人の子どもは貧困状態にあると言える。また、近年の物価高騰を背景に、とりわけひとり親家庭等の貧困率は約 45%と高く、子どもたちを取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このような中、本県においては、令和 7 年 3 月策定の「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」に基づき、教育に係る経済的負担の軽減等の施策を実施している。

同計画において、子どもの貧困は、経済面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲を含めて、子どもの権利や利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題と指摘しており、貧困の連鎖を断ち切るためには教育に係る公的支援が不可欠である。

本年 4 月から、所得制限が撤廃された高等学校等就学支援金により、世帯年収に関わらず高等学校等に通う生徒は授業料の支援を受けられるようになった。しかし、標準的な修業年限を超えて在学する期間は対象外となること、単位制の高等学校等においては支給対象単位数に上限があることなどは、改善すべき課題である。また、専攻科生徒への修学支援については、確固たる国の財源の割合を引き上げるべきである。

よって、本県議会は、国において、全ての子どもたちが自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備することにより教育の機会均等を一層充実させるため、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

全国的に、学校へ配置する教師の数に欠員が生じる「教師不足」が発生しており、本県の公立学校でも、産休・育休取得者や病休者がいても必要な代替者の確保ができないなど、その状況は学期を追って深刻化している。

また、昨年度の小学校 35 人学級の完成を踏まえ、本年 3 月に成立した「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、段階的に中学校の学級編制の標準を 40 人から 35 人に引き下げるとともに、教職員定数の標準が改正された。しかし、学校教育の課題の複雑・多様化を背景に、多忙な教育現場の状況の改善には不十分であり、教職員定数の算定基礎となる「乗ずる数」の改定、特別支援学級及び特別支援学校の学級編制の標準の引下げ、幼稚園及び高等学校の教職員定数の改善、全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定及び実施等が必要である。

さらに、日本の教育費は、OECD加盟諸国と比べて私費負担の割合が高い上に、近年は教育のICT化に伴う費用等新たな保護者負担の増加が生じている。これらの教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに新たな教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を行われるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、被災者支援の充実のため、本県では、令和7年度から、市町の避難所環境改善等を支援する補助金を創設するなど、対策を強化しているが、避難所の運営に関しては、災害関連死の防止、高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮など、改善すべき課題が山積している。これらの課題に対してそれぞれの自治体が十分に対応していくためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。内閣府が設置した南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて取りまとめられた令和7年3月の報告書によると、防災対策の推進によって被害の大幅な軽減が見込まれるとの推計がされていることから、学校における防災対策についても早急な推進が必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたち等の安全・安心を確保するため、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の更なる充実に取り組まれるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制及び機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

教育の機会均等を確保し、その水準の維持向上を図る義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置及び資質の向上、教育環境整備等の諸条件を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のＩＣＴ化が急速に進められ、ＧＩＧＡスクール構想の下１人１台端末が整備されたが、一方、教員の負担軽減に向けた統合型校務支援システムの整備状況及び学校ネットワーク環境整備で児童生徒数に応じた十分なネットワーク速度の確保については、自治体間格差が生じている。

また、教員以外の情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員等の学校における支援スタッフの配置について地方財政措置はあるものの、結果として同様の格差が生じている。

教育に自治体間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

自治体の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、子どもたちが豊かな人生を切り拓く上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、義務教育費国庫負担制度が、措置対象の拡充を含め、更に充実されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣